

玉村町ふるさと納税 返礼品協力事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度による玉村町（以下「本町」という。）への寄附の促進と地元特産品のPR、販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者への返礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 協力事業者の要件

次の要件を全て満たしている事業者とします。

- ① 法令等に沿った生産、製造、加工等を行っていること。
- ② 本町内において返礼品の生産、製造、加工又は体験等のサービスの提供を行っている法人、団体又は個人事業者であること。
- ③ 町税等の滞納がないこと。
- ④ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。
- ⑤ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

3. 募集する返礼品

次の要件すべてに該当するものとします。

ア 本町の魅力をPRできるものであること。

イ 本町内で生産（製造品、加工品の主たる原材料を生産する場合を含む。）、製造若しくは加工されたもの、又は本町内で提供される体験等のサービスであること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること（期間限定・数量限定で供給可能なものは可）。

エ 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。

※返礼品代は、本町が実費負担します。

4. 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天」に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

5. 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、返礼品における取扱業務全般を取りまとめ業者に委託しています。

6. 募集期間

随時

7. 申込方法

「玉村町ふるさと納税返礼品協力事業者申込書」を、玉村町役場 2 階企画課魅力発信係へ持参、郵送、メールにより提出してください。

8. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、玉村町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※ 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9. その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容については、取りまとめ業者が審査し決定します。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。

また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

- (4) 町は、登録された協力事業者が要件に適合しなくなると認める場合は、その登録を取り消すものとします。

【問合せ及び書類提出先】

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町下新田201

玉村町役場 企画課 魅力発信係

TEL 0270-64-7711 (直通)

FAX 0270-65-2592

メール f-nouzei@town.tamamura.lg.jp